

社 会 保 険

いはらき

8

育児休業期間中の保険料・標準報酬月額

2009 AUG.
NO.375

- 短期在留外国人への脱退一時金について
- 協会けんぽ茨城支部からのお知らせ
- 学生納付特例制度の申請を忘れずに



「アクリジェントの神殿」(撮影・シチリア島): 日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

育児休業期間中の 保険料・標準報酬月額



育児・介護休業法による育児休業等の期間については、申出により健康保険・厚生年金保険の保険料が免除されます。また、育児休業等を終了したときに、3歳未満の子を養育している被保険者の報酬が低下した場合には標準報酬月額の改定が行われます。



育児休業等取得者申出書により保険料を免除

育児休業等（育児休業および育児休業に準じる休業）期間については、事業主の申出により健康保険・厚生年金保険の保険料（被保険者および事業主負担分）が免除されます。

免除となるのは、「育児休業を開始した日の属する月」から、「その育児休業等を終了した日の翌日が属する月の前月」までの期間です。なお、労働基準法の産後休業期間は育児休業等にはあたりません。

免除となるのは、「育児休業を開始した日の属する月」から、「その育児休業等を終了した日の翌日が属する月の前月」までの期間です。なお、労働基準法の産後休業期間は育児休業等にはあたりません。

手続き

「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書」を管轄の社会保険事務所へ提出してください。



育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定

育児休業等終了日に3歳未満の子を養育している被保険者が、育児休業等を終了したときに育児等を理由に報酬が低下した場合などは、随時改定の要件に該当しなくても、事業主を経由して申出することにより、育児休業終了日の翌日の月以後3カ月間につけた報酬の平均額をもとに、4カ月目から標準報酬月額の改定を行います。この改定により復帰後の報酬を反映させた保険料負担になります。

手続き

被保険者は、事業主を通じて「健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届」を管轄の社会保険事務所へ提出してください。

手続き

被保険者は、事業主を通じて「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」を管轄の社会保険事務所へ提出してください。

なお、申出には子の生年月日および子と申出者の身分関係を明らかにすることができ、書類（戸籍抄本等）と、申出者が子を養育することになった日を証明する書類（住民票の写し等）を添付してください。

養育期間の従前標準報酬月額みなし措置



3歳未満の子を養育する期間の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合には、被保険者の

申出により、養育期間中の報酬の低下が将来の年金額に影響しないように、従前の標準報酬月額をその養育期間の標準報酬月額とみなして年金額の計算をします。この場合の保険料は実際の低い標準報酬月額に応じた負担になります。

※申出日より前の期間については、申出月の前月までの2年間についてみなし措置が認められることとなりますので、ご注意ください。

厚生年金保険

短期在留外国人への
脱退一時金について

厚生年金保険の加入期間が六ヵ月以上あり、日本国籍を有しない外国籍の方が帰国した場合、加入期間等に応じた脱退一時金の請求ができます。

請求書は、社会保険事務所、年金相談センターに用意されています。

脱退一時金の支給を受けようとするときは、出国後二年以内に請求書に必要書類を添付して社会保険業務センターに郵送してください。

支給を受ける条件

脱退一時金が支給される条件は、①厚生年金保険の被保険者期間が六ヵ月以上あり、②日本国籍をもたず、③国民年金の被保険者でもなく、④老齢給付の資格期間を満たしていないことです。ただし、次のいずれかに該当するとき

は支給されません。

(1) 日本国内に住所があるとき
(2) 障害手当金・障害厚生年金などの受給権を有したことがあるとき

(3) 最後に被保険者の資格を喪失（Ⅱ出国）してから二年を経過しているとき

(4) 諸外国との年金通算協定の締結などにより外国の法令の適用が受けられるとき

支給金額

脱退一時金の額は、※平均標準報酬額に被保険者期間に応じた次の表の率を乗じた額です。



お問い合わせはお近くの
社会保険事務所まで

被保険者期間	乗 率
6ヵ月以上12ヵ月未満	×1/2×6
12ヵ月以上18ヵ月未満	×1/2×12
18ヵ月以上24ヵ月未満	×1/2×18
24ヵ月以上30ヵ月未満	×1/2×24
30ヵ月以上36ヵ月未満	×1/2×30
36ヵ月以上	×1/2×36

保険料率

※平均標準報酬額 = $\frac{\text{平成15年3月までの各月の標準報酬月額を1.3倍した額の合計額}}{\text{厚生年金保険の加入期間月数}} + \frac{\text{平成15年4月以降の標準報酬月額と標準賞与額の合計額}}{\text{厚生年金保険の加入期間月数}}$

社会保険関係手続きに電子申請をご利用ください

社会保険庁及び厚生労働省のホームページにおいて、実際の届出を例とした電子申請利用マニュアルを掲載しておりますので是非ご活用ください。

社会保険庁ホームページのアドレス（電子申請利用マニュアル）

http://www.sia.go.jp/sinsei/e_appli/e-gov/sinsei_09.html

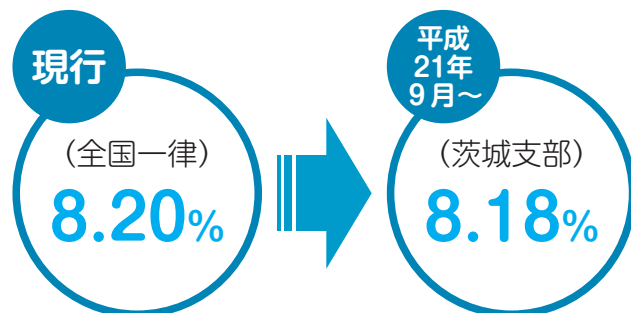
厚生労働省ホームページのアドレス（電子申請利用マニュアル）

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/index.html>

※平成21年4月1日から「健康保険被扶養者（異動）届」及び「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）・資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更（訂正）届」に、事業主等を代理人とした被保険者本人の委任状を添付していただくことで、被保険者本人の電子署名を省略することが可能となりました。詳しくは、社会保険庁のホームページでご確認ください。

協会けんぽ 茨城支部からのお知らせ

協会けんぽの健康保険料率が変わります。



茨城県の保険料率は8.18%となり、9月分の保険料(10月納付分)から変更となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、これに全国一律の介護保険の保険料率(1.19%)が加わります。

※都道府県単位保険料率導入の経緯などの詳細は「協会けんぽ 茨城支部」ホームページ(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79.html>)にてご確認ください。

健康保険料率に関するお問い合わせ先：☎029-303-1580

健康保険証の切替にご協力ください

▶茨城支部では事業主の皆さまへ平成21年6月下旬から7月下旬にかけて、新たな健康保険証(水色)をお送りさせていただきました。従来の健康保険証(オレンジ色)との切替の上、返信用封筒にて協会けんぽ茨城支部へご返送ください。

健康保険証の切替に関するお問い合わせ先：☎029-303-1582

【医療福祉費支給制度(マル福)を受給している加入者の皆さまへ】

▶今回の健康保険証の切替により、マル福受給者証の変更手続きが必要となりますので、お手数をおかけしますが、お住まいの市町村へご確認ください。

平成21年7月より、
協会けんぽの
各種申請(届)書用紙が
新しくなりました!

協会けんぽホームページより
ダウンロードできます。

※従来の申請(届)書も引き続きご使用いただけます。

皆さまの医療費をご確認ください

加入者の皆さまの健康に対する意識を高めていただくことと、医療保険事業の健全な運営を目的として、協会けんぽでは「医療費のお知らせ」を送付しています。

お知らせ
内容

対象となった期間、受診者氏名、診療年月、診療区分、診療日数、医療機関名称、医療費の総額等をお知らせします。

お知らせ
期間及び
時期

平成21年2月から平成21年6月迄の間、協会けんぽが受け付けた内容を平成21年8月下旬からお送りする予定です。

【事業主の皆さまへお願い】

「医療費のお知らせ」は事業所あてに一括して送付させていただきますので、記号・番号を確認のうえ開封せずに直接、加入者本人へお渡しください。

なお、退職等によりお渡しできない場合は、お手数ですがそのまま協会けんぽ茨城支部まで返送いただきますようお願いいたします。

「医療費のお知らせ」は加入者本人と家族の分を一通にまとめて記載しています。

医療費のお知らせに関するお問い合わせ先：☎029-303-1583

郵送による届出にご協力ください

お客様の利便性と事務処理の迅速化を図るため、各種届出書等の提出につきまして、以下の送付先へ直接郵送いただきますようご協力をお願いいたします。

送付先



〒310-8502
水戸市南町3-4-57
水戸セントラルビル
全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽのホームページでは、健康保険給付や任意継続等に関する申請書がダウンロードできるほか、健診実施機関一覧表や、健康保険制度、「健康」に関する情報などが満載です。



協会けんぽホームページ
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

または

協会けんぽ

検索

学生納付特例制度の申請を忘れずに

学生であっても20歳になれば、国民年金制度に加入することが義務付けられています。予測できない事故やケガなどで重い障害を負ったときに受給できる障害基礎年金は、若年者の方にも身近な年金です。老後に受給する老齢基礎年金はもちろん、年金権確保のため、きちんと保険料を納めることが重要です。

保険料の納付が困難な学生の方には、納付が10年間猶予される学生納付特例制度があります。申請を忘れずに行ってください。



学生納付特例の対象者は

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等※¹に在学する学生等※²であって、本人の前年所得が基準額以下の方。

※¹）学校教育法に規定される修業年限が1年以上の課程である各種学校。

※²）夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。

手続きは

年金手帳、学生証（写しでも可）、印かん、代理の方が申請する場合は委任状を持って、お住まいの市町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。

※本人が記載した申請書を代理の方が提出する場合には委任状は必要ありません。

「基準額」とは…

118万円

+

扶養親族
の数

×

38万円

承認を受けた期間は

- ・ 障害基礎年金等の受給資格期間に含まれます。
- ・ 保険料の納付が10年間猶予され、猶予期間内に納付（追納※³）した期間は、老齢基礎年金額に反映されます。

※³）承認を受けた年度から起算して、3年度目以降は当時の保険料に一定の金額が加算されます。

基礎年金の国庫負担割合が $\frac{1}{2}$ に増えました！

- 経済的な理由などで国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、保険料の免除制度があります。今回の国庫負担割合の増加により、**保険料の免除期間についての将来の年金額が増額されました。**
- 保険料の免除制度・手続きについては、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）又はお近くの社会保険事務所にご相談ください。

事業主の
皆さまへ

賞与支払届の提出をお忘れなく！！

被保険者に賞与などを支払った場合は、支払日から5日以内に「賞与支払届」（紙様式もしくはフロッピーディスク）に「賞与支払届総括表」を添付して提出してください。また、賞与を支払い予定月に支払わなかった場合でも「賞与支払届総括表」の「④支給・不支給」の欄の「不支給 1」に○印をつけて提出してください。保険料や将来の年金にも反映されますので、提出はお忘れなく確実にお願いします。

下館支部だより

室内楽の夕べ開催

教養文化講座

ピアノ
松山 ゆり

マリンバ
笹谷久美子

テノール
持木 弘
持木 悠

今年は、「持木弘と音楽仲間」の皆様を迎え、テノールのすばらしい歌声、マリンバ、ピアノの華麗なる演奏に素敵なひとときをすごしました。

この催しは、心の健康づくりを目的として実施され、毎年好評をいただいております。

七月十七日(金)に(財)茨城県社会保険協会下館支部と下館社会保険委員会との合同により第二十六回「室内楽の夕べ」をカナルハウス(古河市)にて開催いたしました。



プログラム

一部

テノール独唱

風の子守唄／眠っちゃいけない子守唄／思ひ出の子守唄／嫁ぐ子への子もりうた／さびしいカシの木／春近き日に
マリンバ独奏
チャルダッシュ／六本撥による「五木の幻想」／カルメン幻想曲

二部

テノール独唱

トゥーランドットより「誰も寝てはならぬ」
マリンバ独奏
ハンガリア舞曲第五番／フィドルファドル／剣の舞
テノール独唱
彼女に告げてよ／失われた愛／マンマ／君と旅立とう

来年は会場を筑西市に移して開催する予定です。どうぞお楽しみに。

夜間・土曜日も年金相談ができます!!

県内の全社会保険事務所及び年金相談センターでは以下の時間帯で年金相談窓口を開設いたします。是非ご利用ください。

現在、相談されるお客さまが多く、駐車場がたいへん混み合っております。公共交通機関をご利用されるなどで協力いただければ幸いです。

2009	日	月	火	水	木	金	土	2009	日	月	火	水	木	金	土
9			1	2	3	4	5	10				1	2	3	
	6	7	8	9	10	11	12		4	5	6	7	8	9	10
	13	14	15	16	17	18	19		11	12	13	14	15	16	17
	20	21	22	23	24	25	26		18	19	20	21	22	23	24
	27	28	29	30					25	26	27	28	29	30	31

平日時間延長日 休日開庁日

9・10月の月曜日は、年金相談の受付時間を午後7時まで延長します。なお、直近のスケジュールは社会保険庁ホームページをご覧ください。※月曜日が休日の場合は翌日以降の開庁日となります。

9月12日(土)・10月10日(土)に年金相談を実施します。
受付時間 午前9時30分から午後4時まで

●受付時間は、午前十時から午後二時までです。

◎日立社会保険事務所

八日(火) 高萩市総合福祉センター

十六日(水) 古河商工会議所
十七日(木) 常総市商工会

◎下館社会保険事務所

(古河のみ)

十八日(金) 龍ヶ崎商工会

◎土浦社会保険事務所

四日(金) 石岡商工会議所
十日(木) 取手市商工会

二十五日(金) 神栖市商工会
九日(水) 鹿嶋市商工会
二十五日(金) 神栖市商工会

◎水戸南社会保険事務所

十五日(火) 大子町役場

◎水戸北社会保険事務所

二日(水) 常陸太田市役所

九月の年金相談所開設

